

福祉

生活自立に関する相談

暮らしの中の問題について、一緒に考え、解決するためのお手伝いをします。

- 対象者 経済的に困窮している人
※生活保護を受給している人は対象となりません

- 窓 □

名称	所在地		電話番号
浜松市生活自立相談支援センター つながり	中区	元城町218-26(聖隷ビル1階)	546-0500

相談日時：月～金 9:00～17:30

※祝日及び年末年始は除きます。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

コミュニティソーシャルワーカーは、制度の狭間にあり課題を抱える人の相談に応じています。また、地区社会福祉協議会をはじめとする住民主体の団体が実施する地域福祉活動を支援するとともに、他団体機関と連携を図り、地域の様々な福祉課題の解決につなげます。

- 業 務 主な業務は次のとおりです。
 - ①地区社会福祉協議会を中心とした地域への働きかけと活動支援
 - ②住民や関係機関と連携し、新たなサービスや仕組みの開発
 - ③制度の狭間にある要援護者への対応
 - ④要援護者に対する見守り・発見・つながりのネットワークづくり
 - ⑤福祉に関する計画やネットワークへの参画・協力

- 窓 □ 浜松市社会福祉協議会
浜松地区センター ☎ 453-0553
浜松地区センター東区事務所 ☎ 422-3737
西地区センター ☎ 596-1730 北区地区センター ☎ 527-2941
浜北地区センター ☎ 586-4499 天竜地区センター ☎ 926-0322
本部（地域支援課） ☎ 453-0580

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でない人の預貯金や不動産などの財産の管理、介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや契約を代理人が行うことで、ご本人が安心して生活できるよう支援する制度です。

成年後見制度には、既に判断能力が十分でない人のための「法定後見制度」と将来の不安に備えたい人のための「任意後見制度」の2つの制度があります。

※以下、後見、保佐、補助については「後見等」、成年後見人、保佐人、補助人については「成年後見人等」といいます。

(1) 法定後見制度

利用する方の判断能力により「後見」「保佐」「補助」の3つに区分されます。

		後見	保佐	補助
対象となる人		判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
名称	ご本人	成年被後見人	被保佐人	被補助人
	支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
成年後見人等の権限		すべての法律行為と日常生活に関する行為を除くすべての同意権と取消権	ご本人の同意の上で家庭裁判所が定めた法律行為と法律上定められた重要な行為への同意権と取消権	ご本人の同意の上で家庭裁判所が定めた法律行為と同意権と取消権
申立てができる人		本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市長など		

●手続き 利用手続きの流れは次のとおりです。

①申立て準備

戸籍謄本や医師の診断書など、申立てに必要な書類の準備と申立て書類の作成

②家庭裁判所へ申立て

③審理の開始

調査官による調査（親族への照会等）

※医師等による鑑定が必要な場合があります。

④審判（申立てから1～2か月後）

成年後見人等の選任

- ⑤審判確定（審判の告知から2週間後）
成年後見人等の業務の開始
※成年後見人等へはご本人の支払い能力に応じて家庭裁判所が
決定した報酬を支払います。

●費用 15,000円程度
※医師等による鑑定が必要な場合は、上記に加え50,000円～
100,000円程度

●窓口 地域包括支援センター（14ページ参照）
区役所の長寿保険課
中区 ☎ 457-2062 東区 ☎ 424-0186 西区 ☎ 597-1164
南区 ☎ 425-1542 北区 ☎ 523-1144 浜北区 ☎ 585-1123
天竜区 ☎ 922-0130

※65歳未満で、知的・精神障がいの方の窓口
障害保健福祉課 ☎ 457-2034

(2) 任意後見制度

現在は判断能力がある人が、将来、認知症などで判断能力が衰えた場合に備え、あらかじめ任意後見受任者を自分自身で決めておく制度です。ご本人の判断能力が十分でなくなったときには、任意後見受任者が正式に任意後見人となり、ご本人を支援します。

- 手続き 利用手続きの流れは次のとおりです。
- ①ご本人と任意後見受任者がどのようなサポートをするか等、話し合います。
 - ②ご本人と任意後見受任者が、公証役場で公正証書を作成し、契約を交わします。
 - ③ご本人の判断能力が十分でなくなったときは、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。申立ては、ご本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者が行うことができます。
 - ④審理の開始
調査官による調査（親族への照会等）
※医師等による鑑定が必要な場合もあります。
 - ⑤審判（申立てから1～2か月後）
任意後見監督人を選任、任意後見人受任者が正式に任意後見人

となります。

⑥審判確定（審判の告知から2週間後）

任意後見監督人の下、任意後見人の業務の開始

※任意後見人へはご本人との契約により決められた報酬、また任意後見監督人へはご本人の資力等に応じて家庭裁判所が決定した報酬を支払います。

●費用 26,000円程度

※医師等による鑑定が必要な場合は、上記に加え50,000円～100,000円程度

●窓口 地域包括支援センター（14ページ参照）

区役所の長寿保険課

中区 ☎ 457-2062 東区 ☎ 424-0186 西区 ☎ 597-1164
南区 ☎ 425-1542 北区 ☎ 523-1144 浜北区 ☎ 585-1123
天竜区 ☎ 922-0130

※65歳未満で、知的・精神障がいのある人の窓口
障害保健福祉課 ☎ 457-2034

成年後見制度利用の支援

高齢者などが円滑に成年後見制度の利用ができるよう支援します。

認知症などにより判断能力が十分でないため、成年後見制度の利用が必要であるが、身寄りがいないなどの理由により親族などによる後見等開始の申立てができない人については、市長が代わって申立てを行います。

また、成年後見制度を利用するにあたって成年後見人等への報酬の支払いが困難な人に対しては助成を行います。

(1) 市長申立て

●対象者 次の項目の全てに該当する人

- ①認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が十分でなく、成年後見制度の利用が必要と認められる人
- ②後見等開始の申立てを行う配偶者及び4親等内の親族がいない、又は親族による申立てができない理由がある人

●費用 市が費用を負担しますが、負担能力のある人には、家庭裁判所の命令に基づき後日請求します。

- 窓 □ 地域包括支援センター（14 ページ参照）
区役所の長寿保険課
中 区 ☎ 457-2062 東 区 ☎ 424-0186 西 区 ☎ 597-1164
南 区 ☎ 425-1542 北 区 ☎ 523-1144 浜北区 ☎ 585-1123
天竜区 ☎ 922-0130

※ 65 歳未満で、知的・精神障がいの人

の窓口
障がい者相談支援事業書（53 ページ参照）

区役所の社会福祉課

- 中 区 ☎ 457-2057 東 区 ☎ 424-0176 西 区 ☎ 597-1159
南 区 ☎ 425-1485 北 区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
天竜区 ☎ 922-0024

(2) 成年後見人等の報酬に対する助成

家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬に対して助成します。

- 対象者 成年後見人等が確定した人で、資力が十分でなく、成年後見人等への報酬の支払いが困難な人
- 助成額 ①在宅の場合：（上限）28,000 円／月
②施設入所の場合：（上限）18,000 円／月
※ご本人が一部負担できる場合は、その額を除いた額になります。
- 窓 □ 高齢者福祉課 ☎ 457-2361

※ 65 歳未満で、知的・精神障がいの人

の窓口
障害保健福祉課 ☎ 457-2034

日常生活の自立支援

判断能力に不安がある人に、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理などを支援します。

- 対象者 ①認知症高齢者
②知的障がいや精神障がいのある人
- 費用 有料

●窓 □ 浜松市社会福祉協議会 権利擁護支援センター ☎ 450-7151

資金の貸付

低所得世帯、高齢者世帯、障がいのある人がいる世帯等に、必要な資金をお貸しします。

- 対象者 ①低所得世帯
② 65 歳以上の高齢者世帯
③障害者手帳の交付を受けた者の属する世帯

●窓 □ 浜松市社会福祉協議会
本部（生活福祉課）☎ 453-0586 浜松地区センター ☎ 422-3737
西地区センター ☎ 596-1730 北区地区センター ☎ 527-2941
浜北地区センター ☎ 586-4499 天竜地区センター ☎ 926-0322

生活困窮者の支援

(1) 生活保護

生活にお困りの人へ、必要に応じた援助を行うことにより、最低限度の生活を保障するとともに、自活していけるように手助けをする国の制度です。

窓口での相談・申請後、調査の結果、生活にお困りの世帯の収入が国の定める最低生活費の基準より少ない場合、その程度に応じて生活費、住宅費、医療費などの援助を行います。

●窓 □ 区役所の社会福祉課（中区は生活福祉課）
中 区 ☎ 457-2056 東 区 ☎ 424-0173 西 区 ☎ 597-1118
南 区 ☎ 425-1460 北 区 ☎ 523-3111 浜北区 ☎ 585-1147
天竜区 ☎ 922-0018

(2) 生活保護施設

生活保護者が入所又は利用することができる施設です。

①救護施設

●目 的 身体上または精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な人の生活扶助を行う。

施設名	所在地		電話番号
慈照園	中区	鴨江三丁目 4-3	452-3069
神ヶ谷園	西区	神ヶ谷町 2254-1	485-6688
聖隷厚生園讃栄寮	北区	細江町中川 7220-7	437-4598
清風寮	天竜区	渡ヶ島 217-3	583-1133

②宿所提供施設

- 目的 住居のない世帯に対して、住宅扶助を行う。

施設名	所在地		電話番号
浜松希望寮	中区	鴨江三丁目 6-10	452-5416

- 窓 □ 区役所の社会福祉課（中区は生活福祉課）
 中区 ☎ 457-2056 東区 ☎ 424-0173 西区 ☎ 597-1118
 南区 ☎ 425-1460 北区 ☎ 523-3111 浜北区 ☎ 585-1147
 天竜区 ☎ 922-0018

障がいに関する相談等

(1) 障がい者相談支援事業所

障害のある人・障がいのある子ども・保護者・介護者などの相談に応じ、利用できるサービスなどをアドバイスします。成年後見制度（48ページ）の利用にかかる相談にも応じています。

相談支援事業所

施設名	所在地		電話番号
アグネス	中区	高丘北三丁目 31-9	414-1662
ぷらたなす		曳馬二丁目 8-19	544-6051
くすのき		和合町 555（和合せいれいの里内）	478-0802
だんだん	東区	中郡町 474	589-3027
ひがし		原島町 266	411-6510
まど	西区	大人見町 3419-5（工房ゆう内）	570-1312
すばる		大山町 2254-1（大山ファーム内）	439-5147
浜松南	南区	江之島町 600-1（アンサンブル江之島内）	427-1315

信生	北区	細江町中川 7220-1 (信生寮内)	437-4676
ナルド		細江町中川 7220-7 (讃栄寮内)	437-4609
はまきた	浜北区	貴布祢 2668 (貴布祢デイサービスセンター内)	587-3131
浜松東		高園 208-2 (浜北愛光園内)	541-7340
シグナル		高園 775-1 (浜松市発達医療総合福祉センター内)	586-8804
ぼるた		東美園 591-1	586-8855
てんりゅう	天竜区	山東 3382-2 (やまびこデイサービスセンター内)	926-2323

(2) 障害者相談員

障害当事者及びその保護者の相談に応じ、必要な援助を行います。

種類	内容
知的障害者相談員	知的に障がいのある人の保護者の中から浜松市が委託
身体障害者相談員	身体に障がいのある人の保護者の中から浜松市が委託
	定例相談日 (身体障害者更生相談) ・相談日 第4日曜日 13:00 ~ 16:00 ・内容 生活や仕事などの相談 ・所在地 福祉交流センター 厚生相談室 中区成子町 140-8 ☎ 452-3131
肢体不自由児相談員	肢体不自由児の保護者の中から浜松市が委託
精神障害者家族等相談員	家族会等の精神保健福祉に関する自助グループや支援団体から推薦を受けた人の中から浜松市が委託

●窓 □ 区役所の社会福祉課

中区 ☎ 457-2057 東区 ☎ 424-0176 西区 ☎ 597-1159
 南区 ☎ 425-1485 北区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
 天竜区 ☎ 922-0024

(3) 障害者虐待相談

虐待又は虐待のおそれのある障害者の家庭等の相談に応じています。

●窓 □ 障害保健福祉課・区役所の社会福祉課

障害保健福祉課 ☎ 457-20 3 4

中区 ☎ 457-2057 東区 ☎ 424-0176 西区 ☎ 597-1159
 南区 ☎ 425-1485 北区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
 天竜区 ☎ 922-0024

(4) その他

①精神保健福祉相談

精神に障がいのある人やその疑いのある人を対象とした相談を行います。

種類	内容
こころの健康相談	精神科医師による相談（予約制）
	保健師、精神保健福祉士、精神保健福祉相談員による相談（来所する場合は予約が必要）
訪問相談	保健師、精神保健福祉士、精神保健福祉相談員による訪問相談

●窓 □ 障害保健福祉課 ☎ 457-2213

②特定相談

ご家族のひきこもりの問題、アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題でお悩みの方、突然ご家族を事故や病気等で亡くされた方の相談に応じています。

●窓 □ 精神保健福祉センター ☎ 457-2709

障がい者に関する手帳

(1) 身体障害者手帳

身体に永続すると認められる障がいのある人に対して交付する手帳です。自立のために必要な身体障害者福祉法等の各種の援護（税の優遇措置、交通機関の運賃割引、施設への入所・通所など）を受けることができる証です。

●対象者 視覚、聴覚、平衡、音声・言語、そしゃく、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能に障がいのある人

●手続き 手続きに必要なものは次のとおりです。（新規手帳交付の場合）

①浜松市指定の診断書

②写真1枚（上半身、無背景、無帽、タテ4cm×ヨコ3cm、申請前1年以内のもの）

③みとめ印

④マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類

●窓 □ 区役所の社会福祉課

中 区 ☎ 457-2057 東 区 ☎ 424-0176 西 区 ☎ 597-1159

南 区 ☎ 425-1485 北 区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697

天竜区 ☎ 922-0024

(2) 療育手帳

知的発達に遅れのある人が、いろいろなサービス（税の優遇措置、交通機関の運賃割引、施設への入所・通所など）を受けようとするときに必要な手帳です。

- 対象者 下記の判定機関において判定された人
浜松市障害者更生相談所（18歳以上の人）
浜松市児童相談所（18歳未満の人）
- 手続き 手続きに必要なものは次のとおりです。（新規手帳交付の場合）
 - ①写真1枚（上半身、無背景、無帽、タテ4cm×ヨコ3cm申請前1年以内のもの）
 - ②みとめ印
 - ③その他（詳しくは窓口にお問い合わせください。）
- 窓 口 区役所社会福祉課
中 区 ☎ 457-2057 東 区 ☎ 424-0176 西 区 ☎ 597-1159
南 区 ☎ 425-1485 北 区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
天竜区 ☎ 922-0024

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある人が一定の障がいにあることを証明する手帳です。社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けやすくなります。

- 対象者 精神に障がいがあるため、日常生活や社会生活にハンディキャップをもち、初診日から6か月以上経過した人
- 手続き 手続きに必要なものは次のとおりです。（新規手帳交付の場合）
 - ①下記のいずれかの書類
 - ・浜松市指定の診断書
 - ・障害年金証書（精神障害を事由として給付されている場合のみ。）
 - ・特別障害給付金受給資格者証
 - ②写真1枚（上半身、無背景、無帽、タテ4cm×ヨコ3cm申請前1年以内のもの）
 - ③みとめ印
 - ④マイナンバーが確認できる書類及び身元が確認できる書類

●窓 □ 区役所の社会福祉課

中 区 ☎ 457-2057 東 区 ☎ 424-0176 西 区 ☎ 597-1159
南 区 ☎ 425-1485 北 区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
天竜区 ☎ 922-0024

障がい福祉サービス

障害者総合支援法により障がいのある人が自らサービスを選択し、サービスを提供する事業者・施設と利用契約を結ぶことにより、サービスを受けることができます。

サービスを利用するにあたっては、支給量（ホームヘルプサービスなどを受ける時間数や施設利用の日数等）が記載された障害福祉サービス受給者証が必要となりますので、事前に窓口へ相談してください。

●窓 □ 区役所の社会福祉課

中 区 ☎ 457-2057 東 区 ☎ 424-0176 西 区 ☎ 597-1159
南 区 ☎ 425-1485 北 区 ☎ 523-2898 浜北区 ☎ 585-1697
天竜区 ☎ 922-0024
相談支援事業所（53 ページ）

